

所沢市立並木小学校保護者と教職員の会(並木の会)会則

1.名称と事務局

- ①この会は、所沢市立並木小学校保護者と教職員の会と称し、略称を「並木の会」とします。
- ②この会の事務局を並木小学校内に置きます。

2.目的

この会は会員が協力して家庭・学校・地域における子ども達の健やかな成長をはかることを目的とします。

3.活動方針

- ①この会は、子どもの教育に取り組む事を本旨とし、会員のお互いの立場を尊重して運営される自主独立の民主的団体です。
- ②この会は、他から支配されたり、干渉されることなく、また、営利を目的とした行為などは行わないこととします。

4.活動内容

この会は、上記の目的・方針に基づき、次の活動を行います。

- ①学級・学年活動を中心に、子ども達をとりまくいろいろな問題を話し合います。
- ②学校や地域の教育環境をより良くするための活動を行います。
- ③よい保護者、よい教職員になるために、会員相互の学習を進めるとともに親睦を図ります。
- ④この会の活動の内容などを会員に広く知ってもらうための広報活動を行います。
- ⑤その他、この会の目的を果たすために必要な活動を行います。

5.会員

- ①並木小学校に在籍する児童の保護者と教職員が会員となります。
- ②会員は、会費を納め、すべて平等の権利と義務を持ちます。

6.組織と機関(組織図参照)

この会は、次の会より組織されます。

総会・合同委員会・運営委員会・本部役員会・広報委員会・学年委員会・学級会・地区委員会・各地区保護者の会

①総会

この会の最高議決機関は総会とし、定期総会及び臨時総会を開くことができます。

- ・総会は全会員の五分の一以上をもって成立します。但し、やむを得ず欠席する場合は、委任状をもって出席にかえることができます。
- ・議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否が同数の場合は議長がこれを決めます。但し、議決権は1世帯につき、1とします。

〔定期総会〕

定期総会は年度始めに開催し、前年度活動及び会計報告・本年度年間活動計画・予算・役員承認等重要事項を決定します。

〔臨時総会〕

臨時総会は、全会員の十分の一以上の要求があったとき、又は、合同委員会が必要と認めた場合に開催します。

②合同委員会

- ・合同委員会は、総会につぐ議決機関で、この会の役員及び全委員で構成します。
- ・議事は出席者の三分の二以上の賛成をもって議決します。
- ・総会の議決に基づいて、この会の運営活動に必要な審議・調整及び計画・執行を行います。
- ・会員からの要望や提案を会議に報告し、検討します。

③運営委員会

- ・運営委員会は本部役員、各学年委員長、広報委員長、地区委員長及び各担当教職員で構成します。
- ・総会及び合同委員会で審議されたことの運営と執行に当たります。

④本部役員会

- ・この会は、次の役員をおきます。会長 1名（保護者）・副会長 3名（保護者2名 教職員1名）
- ・書記 2名（保護者1名 教職員1名）・会計 2名（保護者1名 教職員1名）
- ・本部役員会は本部役員で構成します。
- ・総会・合同委員会及び運営委員会に提案・報告することがらの検討や準備をします。

⑤広報委員会

- ・この会の活動や会員の声を知らせます。
- ・広報委員会は広報委員で構成します。

⑥学年委員会

- ・学年委員会は、各学年毎に選出された役員、広報委員、学級委員と学年の担任をもって構成されます。
- ・学年単位で教育問題を考え、意見を出し、会員相互の親睦を図りながら連携を強めていきます。
- ・学年委員会で解決が困難な問題等は、合同委員会や運営委員会に提起します。

⑦学級会

- ・学級会は各学級の会員と担任をもって構成され、「並木の会」の基本となる会です。
- ・相互の信頼関係及び親睦を深めるための活動（教育問題を考え、意見を出すことを含む。）を行います。
- ・学級会で解決が困難な問題等は、合同委員会もしくは運営委員会に提起します。

⑧地区委員会

- ・各地区から選出された地区委員で構成されます。
- ・地域での親睦を深め、子ども達の校外生活をより安全なものにするための活動を行います。
- ・通学班の編成とその調整を行います。

⑨各地区保護者の会

- ・各地区の保護者で構成され、学級会と並ぶ「並木の会」の基本となる会です。
- ・必要に応じて各地区で保護者の会を開きます。
- ・各地区保護者の会で解決が困難な問題等は、地区委員会に提起します。

7.役員とその役割

- ・ 会長 1名（保護者）
この会を代表して、総会及び各会議を招集し、会全体の連絡調整をはかります。
- ・ 副会長 3名（保護者2名 教職員1名）
会長を補佐し、会長が長期不在の場合は任務を代行します。
- ・ 書記 2名（保護者1名 教職員1名）
会議の議事を記録し、また、書類を保管し、会の庶務を行います。
- ・ 会計 2名（保護者1名 教職員1名）
この会の一切の会計事務を行います。
- ・ 会計監査委員 3名（保護者2名 教職員1名）
この会の会計を監査し、総会に報告します。
- ・ 学校長は、学校運営上、「並木の会」との連絡調整を図るため、各会議に出席し意見を述べるすることができます。

8.役員・委員の選出と任期

この会の役員・委員の選出は、次の方法によります。

①前年度の3学期中に新年度の本部役員・広報委員・地区委員を選出します。各学級から原則として1名学級委員とします。

令和3年度に休会した学年委員会を構成する学年委員については、選出しません。

* 選出方法

「役員・委員と係の選出に関する規定」に定めます。

②1で選出された広報委員の中から、正副委員長を選出します。

③学年の正副委員長は学年毎の学級委員の中から各1名選出します。但し、学年委員会が休会している場合は、選出しません。

④教職員の役員選出については学校側に一任します。（本部役員3名）

⑤地区委員は各地区保護者の中から2名選出し、その中から正副委員長を互選します。

各地区とは、防衛医大、駅前通り団地、駅前プラザ団地、公務員住宅（公園通り団地を含む）。

⑥会計監査委員

会員の中から保護者代表2名を本部で、教職員代表1名を教職員で選出し、総会で承認を得て決定します。

⑦ この会の役員・委員の任期は総会から次期総会までとします。

9.会計

①この会の運営費は、会費及びその他の収入によって賄われます。

②会費は、一家庭につき、年額1500円とします。

③会費は、この会の目的をとげるためのみ使われます。

④会計は、総会で決められた予算に基づいて執行されます。

⑤決算は、会計監査を経て、総会で報告され承認を得なければなりません。

⑥この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

⑦会費は、会費納入日に在籍の会員から徴収します。

⑧転出入の会員に対しては、会費の返却・徴収を行いません。

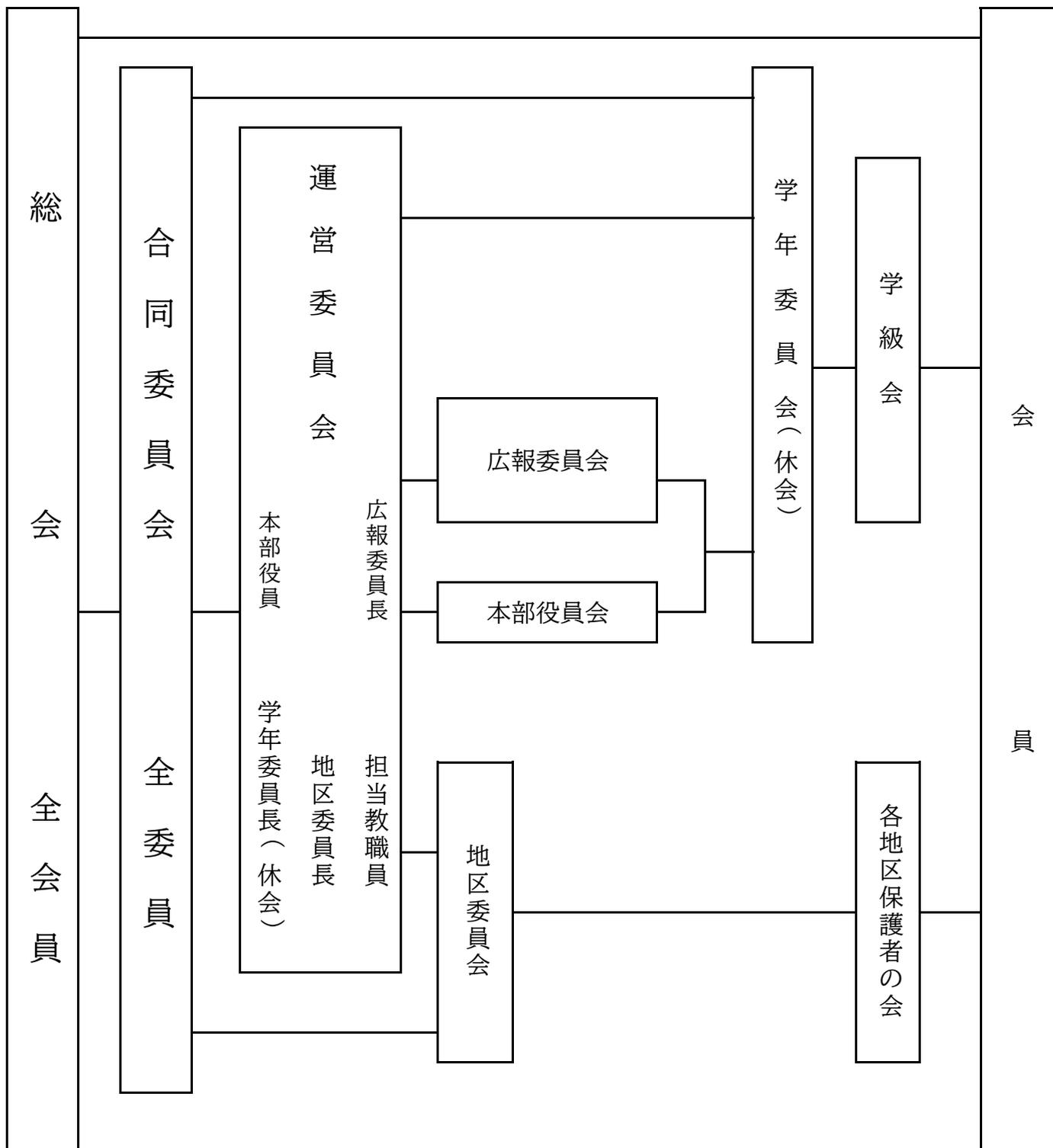
10.会員の個人情報の取り扱いについて

本会の活動を維持するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め、適正に運用するものとします。

11. 弔慰金

この会の弔慰金は、児童、会員及びその配偶者を対象とします。弔慰金 5000円

12. 組織図



13.付則

①この会則は平成7年2月25日より実施します。

この会則は平成8年5月18日より一部改定。

この会則は平成9年5月17日より一部改定。

この会則は平成11年5月15日より一部改定。

この会則は平成13年5月19日より一部改定。

この会則は平成15年1月17日より一部改定。

この会則は平成26年5月23日より一部改定。

この会則は平成29年12月5日より一部改定。

この会則は令和3年5月20日より一部改定。

この会則は令和4年5月27日より一部改定。

この会則は令和5年11月29日より一部改定。

②会則の改廃は、総会によって行うことができます。

③役員及び委員に欠員が生じた場合は、在任期間によっては欠員補充を必ずしも必要としません。必要と認められた場合は、会長が後任者を選任または再選出を行い、後任者の任期は前任者の在任期間とします。

④平成23年度より会員数の減少に伴い、生活環境部を休部とします。

⑤令和3年度より会員数の減少に伴い、学年委員会を休会とします。(児童数の増加により、全学年2学級以上となり、かつ、総会で学年委員会の再活動の議決があった場合、学級委員の選出を再開します。

⑥令和5年度より生活環境部を廃部とします。